資源エネルギー庁			四五三人
特許庁			二、八〇〇人
中小企業庁			一九五人
合計			八、〇八〇人

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三　［略］	一～十三　［略］
十四　次に掲げる事項に関する業務及び経理の監査に関すること。	［新設］
イ　電気の変電、送電及び配電	
ロ　最終保障供給約款	
ハ　離島等供給約款	
十五　次に掲げる事項に関する事業の監査に関すること。	［新設］
イ　ガスの受託製造	
ロ　ガスの導管による輸送及び圧力調整	
ハ　最終保障供給約款	
十六　［略］	十四　［略］
（取引監視課の所掌事務）	（取引監視課の所掌事務）
第三条　取引監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。	**第三条**　取引監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。
一　電気の小売及び卸売に関すること（総務課及びネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「電力取引監視事務」という。）。	一　電気の小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「電力取引監視事務」という。）。
二　ガスの小売及び卸売に関すること（総務課及びネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「ガス取引監視事務」という。）。	二　ガスの小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「ガス取引監視事務」という。）。
三　［略］	三　［略］
（ネットワーク事業監視課の所掌事務）	（ネットワーク事業監視課の所掌事務）
第四条　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。	**第四条**　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。
一　次に掲げる事項に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。	一　次に掲げる事項に関すること（以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。
イ～ホ　［略］	イ～ホ　［略］
二　次に掲げる事項に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。以下「ガスネットワーク事業監視事務」という。）。	二　次に掲げる事項に関すること（以下「ガスネットワーク事業監視事務」という。）。
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］

資源エネルギー庁			四四八人
特許庁			二、七九六人
中小企業庁			一九八人
合計			八、〇〇一人